

青パト申請手続資料

- 1 青パト申請書類早見表
- 2 青パト書類記載例集



神奈川県警察本部生活安全総務課

青パト申請書類早見表

新規申請

- ・新規団体の申請

P2～

証明書の内容 変更

- ・車両の返納、追加
- ・団体名、代表者、パトロール地域などの変更

P4～

実施者の変更

- ・パトロール実施者の追加、返納

P5～

再交付

- ・証明書、標章、実施者証の再交付

P5～

返納

- ・団体自体が青パト活動をやめる場合の申請

P6～

デモンストレー ション申請

- ・出発式、パレードの申請など

P6～

申請書類一式を準備の上、団体所在地を管轄する警察署の生活安全(第一)課防犯少年係に直接お持ち下さい。

※ 必要な書式は、署の生活安全課にお問い合わせいただくか、若しくは神奈川県警察ホームページからもダウンロードが可能です。

新規申請

・新規団体の申請

【必要書類(共通)】

①	証明申請書	様式第1号
②	団体・青色防犯パトロールの概要	様式第2号
③	青色防犯パトロール実施者名簿	様式第3号
④	誓約書	様式第4号
⑤	青色回転灯等を装備する車両の車検証の写し	
⑥	青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料	青色回転灯等の説明書、仕様書など
⑦	団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる程度の図面又は写真の資料(マグネット等)	車体に表示するマグネット等の形状、表示内容が分かるもの
※ 新規追加車両に青色回転灯・マグネット等を取り付けた状態の写真があれば、⑥⑦を兼ねることもできます。(青色回転灯等の仕様書は別途必要です)		

※ 青パトとして使用する車両が、団体又は団体の構成員等の所有でない場合(例：家族所有、他団体からの借用など)は、車両所有者作成の「車両使用承諾書(様式なし)」が必要です。

(次ページに続く)

※ 申請団体の区分によって、下記の書類が別途必要になります。

団体の区分	必要書類
都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長 又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受け た団体	委嘱状の写し
都道府県知事等から委嘱を受けた者により構 成される団体	
地域安全活動を目的として設立された一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律第2条 第1号の一般社団法人又は一般財団法人	団体の定款、規約の写し
地域安全活動を目的として設立された特定非 営利活動法人	
地方自治法第260条の2第1項の市区町村長 の認可を受けた地縁による団体	市報の写し等、地縁の認可が確認できる書類
上記と同等に自主防犯パトロールを適正に行 なうことができると認められる団体	団体の公益性、組織性等が確認できる書類 ※ 別途お問い合わせ下さい
上記団体から防犯活動の委託を受けた者（警 備会社など）	委託契約書の写し

証明書の 内容変更

- 車両の返納、追加
- 団体名、代表者、パトロール実施地域
などの変更

【必要書類(共通)】

①	証明書記載事項変更申請書	様式第9号
②	発行済の証明書(原本)	

※1 変更内容によって、下記の書類が別途必要になります。

(紛失等により証明書、標章、実施者証が返納できない場合は、てん末書を作成して下さい)

※2 申請書の【旧】の欄には返納する車両のみを記載し、【新】の欄には新規に追加する車両のみを記載して下さい(継続使用する車両は、記載の必要はありません)。

申請内容	必要書類
車両の追加	新規申請ページの⑤~⑦ ※車両が団体関係者の所有でない場合は 車両使用承諾書
車両の返納	発行済の標章
団体名、パトロール実施地域の変更	発行済の標章、パトロール実施者証 <u>全部</u> (内容が書き換わるため)
団体代表者の変更	誓約書(様式第4号) ※新代表者が作成
団体所在地の変更	なし

実施者の変更

・パトロール実施者の追加、返納

【必要書類】

①	パトロール実施者変更申請書	様式第10号
---	---------------	--------

- ※1 パトロール実施者の返納の場合、発行済の実施者証原本を返納して下さい。
(紛失などにより返納できない場合は、てん末書を作成して下さい)
- ※2 パトロール実施者の追加の場合、氏名間違いを防止するため、免許証の写しなど氏名が分かるものを出来る限り添付して下さい。
- ※3 申請書の【旧】の欄には返納する実施者のみを記載し、【新】の欄には新規に追加する実施者のみを記載して下さい(継続実施する実施者は、記載の必要はありません)。

再交付

・証明書、標章、実施者証の再交付

【必要書類】

①	再交付申請書	様式第8号
②	再交付対象となる証明書・標章・実施者証の原本	

- ※1 紛失等により、再交付対象となる証明書・標章・実施者証の原本を添付できない場合は、てん末書を作成して下さい。
- ※2 「車両の返納・追加を行いたいが、証明書を紛失している」などの場合、証明書の再交付申請は不要なので、てん末書のみ作成して下さい。(証明書記載事項の変更により、自動的に新しい証明書が発行されるため)
- ※3 再交付が複数名(枚)ある場合、申請書は1枚で構いませんので適宜別紙を使用して下さい。

返納

- ・団体自身が、青パト活動をやめる場合の届出

【必要書類】

①	返納届	様式第11号
②	発行済の証明書、標章、実施者証原本全部	

※1 返納届(様式第11号)は、団体自身が活動をやめる場合に使用します。

車両、実施者の一部がやめる場合は、変更申請となります。

※2 紛失等により証明書、標章、実施者証の原本を返納できない場合、てん末書が必要です。

デモンストレーション申請

- ・出発式、パレードの申請など

【必要書類】

①	デモンストレーション等実施申請書 (参加団体ごとに1枚ずつ作成)	様式第15号
②	実施内容が分かる書類	計画書、図面等

※1 デモンストレーション等実施申請書は参加団体ごとに作成し、当日運行する青パト車両全台の登録番号を記載して下さい。

※2 各車両ごとにデモンストレーション標章(青枠)が配布されるので、運行終了後は確実に警察署生活安全課に返納して下さい。